

【参照条文】

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 （略）

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第150条 学校教育法第90条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二～七 （略）

○外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）（抄）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第1号の規定により、外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。（略）

一 （略）

二 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は別表第一の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程を修了したもの

三 （略）

別表第一～第二 （略）